

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成 31 年 2 月 18 日

東京都作業部会確認年月日 平成 31 年 2 月 22 日

(契約変更に伴う再確認日 令和 2 年 7 月 8 日)

事業名 輸送センター

案件名 輸送センターシステムの開発・運用及び保守に関する委託契約

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方では「大会時の都民生活に与える影響を最小化するよう、都内会場周辺にかかわる輸送及びセキュリティ対策に係る経費」について東京都と組織委員会が負担することとなっており、輸送センターで用いる輸送センターシステムの経費負担について妥当性を確認できた。 (令和 2 年 7 月 6 日 契約変更に伴う追記) ● なお、延期に伴う追加経費の取扱は、現時点で未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織委員会と都が必要とする情報システムの機能は同一のため、双方別々にシステムを構築する必要性がない。 ● 組織委員会が別途整備する競技スケジュールシステムと連携を行うため、インターフェース仕様調整の観点から組織委員会が主体になって調達を行うことが望ましい。 ● 以上の観点から、組織委員会が一括して執行したほうが効率的・効果的であると判断した。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p style="text-align: center;">必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東京 2020 大会においては、世界各国から大勢の選手や競技関係者、報道関係者、観客等が集まり、都内に散在する競技場間を頻繁に移動することが見込まれる。 ● この移動を支える交通インフラは、道路鉄道ともに交通容量に余裕があるわけではない。区間によっては通勤時間帯を中心に激しい渋滞や混雑が生じており、大会期間中における交通状況把握・緊急時対策調整を行う輸送センターが必須。 ● 大会期間中に効率的な状況把握・対策を行うためには、交通情報の一元的な集約・可視化や、意思決定を支援する機能が必要。 ● そのために交通情報を集約して可視化する「モニタリング機能」と、意思決定を支援する「進捗管理機能」、日々の報告業務を効率化する「報告機能」等が必要 ● また大会輸送の影響度を広く周知するための「情報発信機能」も求められる。 (令和 2 年 7 月 6 日 契約変更に伴う追記) ● なお、今回の契約変更は、現契約では令和 2 年 7 月から 24 時間体制となる輸送センターシステムの保守期間を変更するものであり、現時点で手続きを進める必要がある。 	

	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ● 見積を 5 社より受領の上、最大・最小の見積を除外した 3 社の平均額を予定額とすることで効率性を確保していることを確認した ● 組織委員会が整備する他システムで代替できる機能は削減を行い、効率性を確保していることを確認した。(渋滞情報、気象情報表示機能) (令和 2 年 7 月 6 日 契約変更に伴う追記) ● 延期に伴い、想定されるいくつかの契約パターンを検討した上で、大会延期期間中における必要性及び運用保守内容、使用期間を精査していることを確認した。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同実施事業管理委員会設置要綱第七条に基づき、本件に関する専門家から「業務内容に対しておおむね必要な機能が盛り込まれている。各社の見積額の差は誤差の範囲内であり、また最大・最小を除いた平均値を予定額としても問題ない」との意見を確認した。 ● 総合評価方式で指名競争入札を行うことから、提案内容と金額の双方の観点で妥当な提案を採用することができることを確認した。 (令和 2 年 7 月 6 日 契約変更に伴う追記) ● 延期に伴う追加経費について、様々な契約パターンを想定し、大会延期期間中の訓練で利用する最小限の保守運用とすることを受注者と調整し、経費の削減に努めていることを確認した。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> ● 本委託は輸送センター情報システムの整備に係る委託であり、輸送センターの運営にあたって必要な事業内容であることから、公費負担の対象として適切と確認できた。また、V3 予算内である。 (令和 2 年 7 月 6 日 契約変更に伴う追記) ● 延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成31年2月18日

東京都作業部会確認年月日 平成31年2月22日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年7月8日)

事業名 輸送センター

案件名 鉄道運行情報データの購入契約

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年5月31日の合意の考え方では「大会時の都民生活に与える影響を最小化するよう、都内会場周辺にかかわる輸送及びセキュリティ対策に係る経費」について東京都と組織委員会が負担することとなっており、輸送センターで用いる鉄道運行情報データの経費負担について妥当性を確認できた。 (令和2年7月6日 契約変更に伴う追記) ● なお、延期に伴う追加経費の取扱は、現時点で未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸送センターで使用する鉄道運行情報データは、都と組織委員会で同一のデータを利用するため、個別に調達する必要はなく、組織委員会が一括して調達する方が効率的であると判断した。 	
経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸送センターは、鉄道の運行状況把握を常時行う必要がある、鉄道運行情報を入手する必要がある。 ● 運行障害はいつでも発生するかわからず、観客が利用する路線は多数あり、関係するすべての路線の情報を網羅的に入手できる必要がある。 ● 観客誘導方法を判断するための情報であることから、信頼できる情報が必要である。 ● そのためには、各鉄道会社公式・公認の情報を一括して受け取ることができるサービスの利用が望ましい。またそのような事業者は1社のみで、本契約はこれに合致する。 (令和2年7月6日 契約変更に伴う追記) ● なお、今回の契約変更は、鉄道運行情報の購入契約を大会終了時まで延長するものであり、現時点で手続きを進める必要がある。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 当初提示を受けた見積内容から、多言語対応と、データ配信期間を削減(開発期間はデータ常時配信を受けず、データ受信試験を行うときのみ臨時にデータ配信を受けられる)することで、費用削減を行っている。 (令和2年7月6日 契約変更に伴う追記) ● 延期に伴い、鉄道運行情報が必要となる期間を精査し、必要な期間のみ配信を受けることで、効率性が図られていることを確認した。 	

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ● 各鉄道会社の公式・公認の運行情報を配信できる事業者は1社のみである。 ● 独自で収集した鉄道運行情報を配信している別の事業者と比較することで、適正な金額であることを確認している。 <p>(令和2年7月6日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 延期に伴う追加経費について、現契約を継続しつつ購入停止期間を設けることにより、経費の削減に努めていることを確認した。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 本委託は輸送センター情報システムで必要なデータの購入であり、輸送センターの運営にあたって必要な契約であることから、公費負担の対象として適切と確認できた。また、V3 予算内である。 <p>(令和2年7月6日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。